

①国民健康保険資格確認書▼

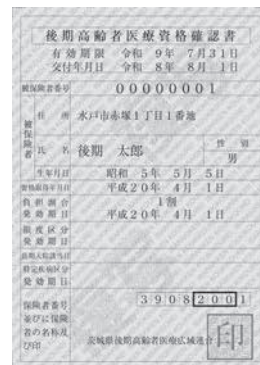
70～74歳は「負担割合記載」



← 背面が紺色になります。 →

①②どちらも令和8年7月31日までは、資格確認書はセピア色です。

②後期高齢者医療資格確認書▼



※国民健康保険加入者で、マイナ保険証利用登録がある人には「資格情報のお知らせ」、マイナ保険証利用登録がない人には「資格確認書」を送付します。

①②共通

資格確認書は簡易書留で送付します。

不在票が投函されていた場合、7月31日金までは石岡郵便局へ、8月以降は保険年金課へお問い合わせください。

令和8年8月以降の資格確認書等の交付に関するお知らせ

後期高齢者医療制度では、被保険者全員に令和8年7月31日までの間、マイナ保険証の保有状況にかかわらず資格確認書を職権交付するという暫定的な運用をしています。

このたび国の方針に変更があり、マイナ保険証の利用促進の観点から、令和8年8月1日から令和9年7月31日までの期間につきましては、年齢と下記条件により送付するものが異なりますので、ご注意ください。

● 85歳以上（令和8年8月1日時点）の被保険者の人
「資格確認書」を手続きなしで7月中にお届けします。

● 84歳以下（令和8年8月1日時点）の被保険者の人

- ①マイナ保険証を普段からご利用されている人※1
資格情報を簡易に確認できる「資格情報のお知らせ」をお届けします。
- ②上記①以外の人
「資格確認書」を手続きなしで7月中にお届けします。

※1 マイナ保険証を普段からご利用している人は以下の条件をともに満たす人です。

- ・過去1年間で6回以上マイナ保険証を利用した人
- ・概ね直近3カ月以内にマイナ保険証を利用した人

限度額適用・標準負担額減額認定証

①国民健康保険

8月以降の「限度額適用・標準負担額減額認定証」や「限度額適用認定証」が必要な場合は、あらかじめ申請が必要です。8月以降の受付は7月21日頃から開始します。

申請に必要なもの：資格確認書等・個人番号の分かるもの・本人確認書類・世帯中に令和7年中の所得未申告者がいる場合は収入の分かるもの・区分「低Ⅱ」「オ」の人で90日以上入院した場合は入院日数の分かるもの
なお、マイナ保険証を利用すれば、限度額認定証等の事前申請は不要となり高額療養費制度における限度額を超える支払いが免除されますので、マイナ保険証をぜひご利用ください。

ただし、区分「低Ⅱ」「オ」の人で、過去12カ月で90日以上入院した場合には、マイナ保険証の利用者でも窓口での申請が必要となります。

②後期高齢者医療保険

「資格確認書」の交付を受けており、自己負担限度額等の併記を新規で希望する場合、申請が必要です。区分Ⅱで90日以上入院した場合やマイナ保険証の利用者は国民健康保険と同様の手続きが必要です。

納税（納入）通知書

①国民健康保険

普通徴収（納付書または口座振替で納税）・特別徴収（年金天引き）の人は、7月中旬に「保険税納税通知書」を送付します。

②後期高齢者医療保険

普通徴収（納付書または口座振替で納付）の人は、7月中旬に「保険料額決定通知書兼納入通知書」を送付します。

特別徴収（年金天引き）の人は、8月上旬に「保険料額決定通知書」を送付します。

①②共通

特別徴収の人は、口座振替に変更することができます。ただし、納付書払いに変更することはできません。希望する人は、金融機関と市役所の両方で手続きが必要です。詳しくは保険年金課にお問い合わせください。

国民年金保険料の納付に困ったら

免除・猶予申請 7月～受付開始

令和8年度の国民年金保険料は月額17,920円です。経済的な理由などで保険料の納付が難しい場合は、納付免除・猶予の制度をご利用ください。

・全額免除、一部免除 ・納付猶予、学生納付特例
※申請は、原則毎年必要です。

詳しくはこちらから▶



国民年金課 医療年金担当 TEL 23-7318

お問い合わせ▼

日本年金機構ねんきん加入者ダイヤル
0570-003-004

※050から始まる電話番号からかける場合
03-6630-2525

奨学金返還金の一部を支援します

商工観光課 TEL 23-7741

奨学金の貸与を受け、大学等を卒業したのち、市内中小企業等に就業したうえで、貸与された奨学金を返還している市民に対し、返還金の一部を支援します。

対象者：市内に住所を有し、かつ満35歳未満の人など

支援対象奨学金：独立行政法人日本学生支援機構第一種学貸与金、茨城県奨学資金

支援額：

- 医療・介護・福祉分野等従事者：支援対象経費の10分の10または20万円（限度額）のいずれか低い額
- それ以外の従事者：支援対象経費の4分の3または20万円（限度額）のいずれか低い額

※支援期間は最大10年間です。

資格審査：7月1日（金）から12月18日（金）まで

申請期間：令和9年1月7日（金）から令和9年2月26日（金）まで

※資格審査必須です。

その他の要件もありますので、詳細は市ホームページをご確認ください▶



農用地区域からの除外申請の7月分受付について

農政課 TEL 43-1111

農用地区域からの除外申請の7月分受付を開始いたします。

受付締切日：7月31日（金）

除外申請を希望される方は、農政課窓口までご相談ください。



八郷地区の家庭から出た食用廃油を回収します

農支所総務課 TEL 43-1111

河川・霞ヶ浦の水質保全を目的に実施します。職員がご自宅に伺います。

柿岡・小幡・葦穂・恋瀬地区 …7月23日（金）

瓦会・園部・林・小桜地区 …7月24日（金）

申込方法：月～金（祝日除く）午前8時30分～午後5時15分 電話で申し込み（無料）

申込締切：7月17日（金）

個人事業税は便利な口座振替で

国土浦県税事務所 管理課 TEL 029-822-7203

口座振替をご利用になると、納期限をうっかり忘れることがなく、金融機関に出向いて納付する必要もないので、とても便利です。

申込：県税事務所、預金先の県内金融機関へ電話で問合せまたは納税通知書（8月中旬頃発送）に同封のハガキをご利用ください。